

韓国の女性暴力防止基本法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

目次

はじめに

I 背景と経緯

- 1 女性に対する暴力に関する既存の法制
- 2 文在寅政権の公約
- 3 与党「共に民主党」議員による議員立法

II 女性暴力防止基本法の概要

- 1 構成
- 2 主な内容

III 女性暴力防止基本法に対する評価

- 1 肯定的評価
- 2 制定法への批判と今後の課題

おわりに

翻訳：女性暴力防止基本法

キーワード：女性暴力防止基本法、ジェンダー暴力防止基本法、ジェンダーに基づく暴力、ストーカー行為、デートDV、デジタル性暴力、二次被害、江南女性殺人事件、女性嫌悪、#Me Too

要 旨

2016年5月17日に発生した江南（カンナム）女性殺人事件を契機として、韓国社会において、女性に対する暴力の撲滅を目指す動きが広がった。文在寅（ムン・ジェイン）政権は2017年7月19日に公表した国政運営5か年計画の中で、女性に対する暴力の根絶に向けた包括的な対策を講じるための新法を制定する方針を示し、同方針に沿って2018年2月21日、与党議員が「女性暴力防止基本法案」を国会に提出した。同法案は、同年12月7日に本会議で可決、同月24日に公布された（2019年12月25日施行）。

同法は全5章（本則22か条及び附則）から成る。女性に対する暴力の防止に係る5年ごとの基本計画の策定、重要事項を審議・調整する委員会の設置、実態調査の実施、関連統計の整備、被害者の保護・支援、二次被害の防止及び予防教育の実施を骨子としている。本稿では、同法の制定に至る背景と経緯及び同法の概要を紹介し、同法の全文を訳出する。

はじめに

2016年5月17日、ソウル市内の江南（カンナム）駅近辺の男女共用トイレで、女性が面識のない男性に殺害される事件（「江南女性殺人事件」⁽¹⁾）が発生した。

警察及び検察は、同事件を加害男性の精神疾患（統合失調症）に起因する事件と結論付け⁽²⁾、刑事裁判においても、犯行当時、加害男性が、精神疾患による心身耗弱状態であったことが認められた⁽³⁾。

しかし、加害男性が女性を無作為に狙って殺害したと供述していたことから、韓国社会では、同事件を、女性が女性であることだけを理由に殺害された「女性嫌悪」による殺人事件と捉える見方が広がり、同事件をきっかけとして、女性が日常的に直面している様々な暴力の根絶を目指す動きが広がった⁽⁴⁾。

こうした動きが広がる中、与党「共に民主党」議員が中心となり、女性に対する暴力の根絶に向けた包括的な対策を講じるための新法の制定準備が進められ、2018年12月24日、「女性暴力防止基本法」⁽⁵⁾が公布された⁽⁶⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月18日である。

(1) 同事件の実際の犯行現場は、江南区に隣接する瑞草（ソチョ）区に位置しているが、江南駅が同事件を象徴する場所として報じられたため、同事件は、「江南（駅）女性殺人事件」、「江南（駅）通り魔殺人事件」等の呼称で呼ばれるようになった。

(2) 이하나 「경찰 이어 검찰도 “강남역 살인, 여성혐오 범죄 아니다” 논란」 『여성신문』 2016.7.10. <<http://www.womennews.co.kr/news/articleView.html?idxno=95640>>

(3) 「살인 사건 (2017 도 1213) 보도자료」 대법원 웹사이트 <<http://www.scourt.go.kr/news/NewsViewAction2.work?pageIndex=28&searchWord=&searchOption=&seqnum=482&gubun=702>> 2017年4月13日、大法院（日本の最高裁判所に相当）は、被告人は犯行当時、心身耗弱状態であったとは認められるが、心身喪失状態にあったとは認められないとして被告人の上告を棄却し、懲役30年が確定した。

(4) 여성신문사 『세상을 바꾼 101 가지 사건—여성신문 30년, 용기와 연대의 기록—』 여성신문사, 2018, pp. 184-185.

(5) 「여성폭력방지기본법 (법률 제 16086 호)」 국가법령정보센터 웹사이트 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=206085&ancYd=20181224&ancNo=16086&efYd=20191225&nwJoYnInfo=N&cfGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

I 背景と経緯

1 女性に対する暴力に関する既存の法制

従来、韓国における女性への暴力防止のための取組は、性暴力、家庭内暴力、性売買に関する個別法を整備することにより進められてきた。1994年1月、性暴力に関して「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」⁽⁷⁾が公布されたのに続き、1997年12月、家庭内暴力に関して「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」⁽⁸⁾及び「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」⁽⁹⁾が公布された。さらに、2004年3月、性売買に関して「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」⁽¹⁰⁾及び「性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律」⁽¹¹⁾が公布された⁽¹²⁾。

韓国における女性への暴力に対する取組が、性暴力、家庭内暴力、性売買に関する個別法を中心に展開されてきた背景には、これらの暴力が社会問題化した1990年代の時代状況があったことが指摘されている。すなわち、当時の韓国社会においては、これらの暴力を、女性に対する暴力という観点から統合的に捉える視点が不十分であったことに加え、家庭内暴力に関する許容度は相対的に高いなど、それぞれの暴力に対する認識にも差があった。そのため、性暴力と家庭内暴力は、同時期に社会問題化していたにもかかわらず、性暴力に関する個別法が先に制定されるという結果となった⁽¹³⁾。

このような個別法中心の法制度に対し、女性に対する暴力に包括的に対応できる新たな法制度の整備が必要との声は上がっていたが、具体的な検討はほとんど行われてこなかった⁽¹⁴⁾。しかし、前述の江南女性殺人事件を契機として、女性に対する暴力の根絶を目指す動きが広がる中、2017年5月に発足した文在寅（ムン・ジェイン）政権下において、その実現に向けた動きが加速した。

2 文在寅政権の公約

2017年5月9日に実施された第19代大統領選挙において、文在寅候補が当選し、翌10日に文在寅政権が発足した。

(6) 藤原夏人「【韓国】女性暴力防止基本法の制定」『外国の立法』No.279-1, 2019.4, pp.24-25. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11265430_po_02790111.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

(7) 「성폭력범죄의처벌및피해자보호등에관한법률 (법률 제 4702 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=58697&ancYd=19940105&ancNo=04702&efYd=19940401&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>> 同法はその後、2010年4月15日の「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」及び「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」の公布に伴い、2011年1月1日に廃止された。

(8) 「가정폭력방지및피해자보호등에관한법률 (법률 제 5487 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=58648&ancYd=19971231&ancNo=05487&efYd=19980701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(9) 「가정폭력범죄의처벌등에관한특례법 (법률 제 5436 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=3102&ancYd=19971213&ancNo=05436&efYd=19980701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(10) 「성매매방지및피해자보호등에관한법률 (법률 제 7212 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=55882&ancYd=20040322&ancNo=07212&efYd=20040923&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(11) 「성매매알선등행위의처벌에관한법률 (법률 제 7196 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=59256&ancYd=20040322&ancNo=07196&efYd=20040923&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(12) これらの法律が制定された背景、概要等については、白井京「韓国の女性関連法制—男女平等の実現に向けて—」『外国の立法』No.226, 2005.11, pp.103-132. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000387_po_022605.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

(13) 윤덕경·차인순「여성폭력 방지를 위한 포괄적 입법에 관한 연구」『이화젠더법학』8 권 3 호, 2016.12, pp.46-48.

(14) 윤덕경ほか『여성폭력 피해자 보호·지원의 통합적 운영을 위한 법제 정비방안 연구』한국여성정책연구원, 2015, p.3. <<http://www.kwdi.re.kr/inc/download.do?ut=A&upIdx=115093&no=1>>

大統領選挙を前に、フェミニスト大統領宣言（2017年2月16日）⁽¹⁵⁾、性平等大統領宣言（同年4月21日）⁽¹⁶⁾を行うなど、女性政策に積極的に取り組む姿勢を見せていた文候補は、大統領選挙の女性政策に関する主要公約の一つとして、「ジェンダー暴力防止基本法（仮称）」の制定を掲げていた⁽¹⁷⁾。

これは、前述のように、近年、女性に対する暴力の形態が多様化し、新しい形態の暴力（女性嫌悪犯罪、ストーカー行為、デートDV、デジタル性暴力等）が社会問題化する状況の中で、既存の個別法中心の法制度では、被害者保護等への十分な対応が困難になっていることから、包括的な法制度を新たに整備することを目的としたものであった⁽¹⁸⁾。

この公約は、文在寅政権発足後の同年7月19日に公表された「文在寅政府国政運営5か年計画」⁽¹⁹⁾にも引き継がれ、新法の制定は、文在寅政権の国政課題の一つに位置付けられた。

3 与党「共に民主党」議員による議員立法

実際の新法の制定準備は、与党「共に民主党」の鄭春淑（チョン・チュンスク）議員を中心に進められた。鄭議員は2017年5月17日、江南女性殺人事件から1年の節目に国会で記者会見を行い、文大統領が約束したジェンダー暴力防止基本法（仮称）制定の準備を進めていることを明らかにする声明文を発表した。

その中で鄭議員は、江南女性殺人事件を女性嫌悪による殺人事件であるとした上で、女性嫌悪犯罪は女性だけの問題ではなく、嫌悪と差別に直面している全てのマイノリティの問題であると述べた⁽²⁰⁾。

2017年6月以降、鄭議員事務所、女性家族部（部は日本の省に相当）、韓国女性政策研究院（女性政策等を研究する政府系研究機関）、韓国女性ホットライン⁽²¹⁾をメンバーとする、新法制定に向けた作業部会が設置されたのに続き、同年末にかけて、女性家族部により新法制定に係る委託研究「ジェンダー暴力防止に関する法制化案研究」が実施された⁽²²⁾。それらを踏まえて2018年2月21日、鄭議員を代表者とする15人の国会議員による議員立法により、「女性暴力

(15) 이하나 「문재인 “페미니스트 대통령” 선언 ... 성평등 정책 청사진 제시」 『여성신문』 2017.2.16. <<http://www.womennews.co.kr/news/articleView.html?idxno=111793>>

(16) 진주원 「“성평등 대통령이 되겠습니다”」 『여성신문』 2017.4.21. <<http://www.womennews.co.kr/news/articleView.html?idxno=113534>>

(17) 더불어민주당 『더불어민주당 제 19 대 대선 공약』 더불어민주당, 2017, p.280. <<http://theminjoo.kr/fileDn.do?seq=23793>>

(18) 同上

(19) 국정기획자문위원회 「문재인정부 국정운영 5개년 계획」 2017.7, p.101. <<http://korea.kr/common/download.do?fileId=145049689>> 同計画については、藤原夏人 「【韓国】文在寅新政権の政策課題」 『外国の立法』 No.273-2, 2017.11, pp.14-15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10984037_po_02730207.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。

(20) 정춘숙 「[20170517 보도자료] 정춘숙 의원, ‘강남역 여성 살인사건’ 발생 1주기 입장문 발표, “강남역 사건 1주년, 변하지 않은 현실”」 <https://blog.naver.com/chounsook_jung/221008367355>

(21) 韓国女性ホットライン（原文の直訳は「韓国女性の電話」）は韓国の有力な女性団体の一つであり、1983年の設立以降、被害相談や法制定運動など、女性に対する暴力の根絶に向けた様々な活動を行っている。同ホットライン設立の背景や過去の活動については、韓国女性ホットライン連合編（山下英愛訳）『韓国女性人権運動史』 明石書店, 2004.（原書名：한국 여성인권운동사, 1999.）を参照。なお、鄭議員自身も同ホットライン出身の国会議員であり、同ホットラインの常任理事等を歴任した後、2016年4月の第20代国会議員選挙において、当時野党であった共に民主党の比例代表候補として立候補し、初当選を果たした。

(22) 최창행 「여성폭력방지기본법 제정의 정책적 성과와 향후 보완방향」 한국여성정책연구원ほか 『여성폭력방지기본법 제정, 평가와 과제—제 24 차 젠더와 입법포럼—』 2019.2.18, pp.67-69. <<http://www.kwdi.re.kr/inc/download.do?ut=A&upIdx=123202&no=1>> 同委託研究については以下の資料を参照。정미해ほか 『젠더폭력방지에 관한 법제화 방안 연구』 여성가족부 권익정책과, 2017.12. <http://www.prism.go.kr/homepage/researchCommon/downloadResearchAttachFile.do?jssionid=915331B7B7DD3741AC947B54BA5BD5A8.node02?work_key=001&file_type=CPR&seq_no=001&pdf_conv_yn=N&research_id=1382000-201700080>

防止基本法案」が国会に提出された⁽²³⁾。

なお、法案の題名が、当初予定されていたジェンダー暴力防止基本法案から女性暴力防止基本法案に変更されたのは、女性に対する暴力であるという点が不明瞭で国民になじみが薄いとされた「ジェンダー暴力」⁽²⁴⁾という語を用いることを避けたためであるが、法案審査の過程では、女性暴力の定義に関して大幅な修正が行われた（後述）。

同法案は、女性家族委員会及び法制司法委員会での法案審査を経て同年12月7日に本会議で可決され、同月24日に公布された（2019年12月25日施行）。これにより、女性への暴力防止に対する取組は、女性暴力防止基本法と、それぞれの暴力に関する個別法の双方から成る枠組で行われることになった。

II 女性暴力防止基本法の概要

1 構成

第1章：総則（第1条～第6条）、第2章：女性暴力防止政策推進基盤（第7条～第13条）、第3章：女性暴力防止政策の基本施策（第14条～第20条）、第4章：女性暴力防止政策関連団体等の支援（第21条）、第5章：補則（第22条）及び附則から成る（表参照）。

2 主な内容

(1) 目的及び基本理念

女性に対する暴力を防止するための政策を総合的・体系的に推進するための基本的事項を定めることにより、個人の尊厳及び人権の向上に資することを目的とし（第1条）、全ての人の安全を確保し、暴力のない社会を実現することを基本理念とする（第2条）。

(2) 「女性暴力」、「女性暴力被害者」及び「二次被害」の定義

「女性暴力」が初めて法律で定義され、「性別に基づく女性に対する暴力により、身体的・精神的に安寧及び安全である権利等を侵害する行為であって、関係法律で定めるところによる家庭内暴力、性暴力、性売買、セクシャルハラスメント、持続的な嫌がらせ行為その他親密な関係による暴力、情報通信網を利用した暴力等」とされた。これにより、持続的な嫌がらせ行為（つきまとい等を繰り返すストーカー行為）、親密な関係による暴力（交際相手から暴力を受けるデートDV）、情報通信網を利用した暴力（盗撮、リベンジポルノ等のデジタル性暴力）等の新しい形態の暴力も、女性暴力の範囲に含められた。

また、「女性暴力被害者」の定義には、女性暴力の直接の被害者のみならず、その配偶者、直系親族及び兄弟姉妹が含められたほか⁽²⁵⁾、「二次被害」も初めて法律で定義された（第3条）⁽²⁶⁾。

(23) 「[2012065] 여성폭력방지기본법안 (정춘숙의원 등 15 인)」 의안정보시스템 웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S1F8R0R2C2H1B1M6Y4A5A3H3U2Y6V9>

(24) 「ジェンダー（に基づく）暴力」(Gender-Based Violence: GBV) という語は、国際社会においては1990年代前半から用いられ始めた語である。「女性に対する暴力」(Violence Against Women: VAW)と同義で用いられる場合と、男性に対する暴力も含めて用いられる場合がある。정ほか 前掲注(22), pp.31-34.

(25) 「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」、「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」及び「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」の被害者の定義は、いずれも直接被害を受けた者のみである。

(26) 同法により二次被害と定義された行為について、それらを部分的に禁止する規定はこれまでも存在したが、それらの行為が二次被害として法律で明確に定義されるのは今回が初めてである。

(3) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体に、法的、制度的枠組みの整備、財源確保等が義務付けられた(第4条)。

(4) 基本計画の策定、委員会の設置、統計の整備等

女性家族部長官(以下「長官」という。)に、女性暴力防止及び被害者保護・支援政策(以下「女性暴力防止政策」という。)の基本計画を5年ごとに策定することが義務付けられた。(第7条)。また、基本計画の策定を含む、女性暴力防止政策に関する重要事項を審議・調整するため、女性家族部の下に長官を委員長とする「女性暴力防止委員会」が設置される(第10条)。

その他、長官には3年ごとに女性暴力に関する実態調査を実施することや(第12条)、女性暴力発生現況等に関する統計を定期的に収集・算出し、公表することも義務付けられた(第13条)。

(5) 被害者の保護・支援、二次被害の防止、予防教育等

被害者が必要な保護・支援を受ける権利が保障されることが明記された(第14条)。国及び地方公共団体に対しては、被害者の保護、回復及び自立・自活に必要な施策を整備することが義務付けられ、国及び地方公共団体が、被害者の保護・支援に必要な経費の全部又は一部の支援を行うことができることも規定された(第15条)。

二次被害の防止については、国及び地方公共団体に、二次被害防止指針及び業務関係者教育等の必要な対策の整備や、実際に二次被害が発生した際の被害最小化措置が義務付けられるとともに、捜査機関の長に、女性暴力事件担当者等に対する二次被害防止教育の実施が義務付けられた(第18条)。

そのほか、国及び地方公共団体による女性暴力予防教育の実施や、教育現場における女性暴力関連教育の実施に係る根拠規定も設けられた(第19条)。

Ⅲ 女性暴力防止基本法に対する評価

1 肯定的評価

女性暴力防止基本法の制定により、これまで個別法ごとに実施されていた女性暴力防止政策を、総合的かつ体系的に推進するための枠組みが整備された点については肯定的に評価されている。具体的には、①女性暴力防止政策の策定に係る国及び地方公共団体の責務を明記したこと、②女性暴力を法律で定義し、被害者の範囲を直接の被害者以外にも拡大したこと、③二次被害を法律で定義し、国及び地方公共団体による二次被害防止対策を義務化したこと、④被害者への保護・支援が、被害者の権利であることを明記したこと、⑤政策の策定に必要な女性暴力関連統計の整備を義務化したこと、⑥学校における女性暴力予防教育実施の法的根拠を整備したこと等が評価ポイントとして挙げられている⁽²⁷⁾。

2 制定法への批判と今後の課題

その一方で、問題点も指摘されている。特に問題とされているのは、国会における法案審査の過程で女性暴力の定義が修正され、男性及び性的マイノリティが除外されたことである⁽²⁸⁾。

(27) 박선영 「『여성폭력방지기본법』의 주요 내용 및 입법 의의」 한국여성정책연구원ほか 前掲注(22), pp.3-18; 박다혜 「『여성폭력 방지·피해자 보호는 국가 책임』 『한겨레』 2018.12.7. <<http://www.hani.co.kr/arti/society/women/873566.html>>

表 女性暴力防止基本法の概要

章	条	条文見出し	主な内容
第1章 総則	1	目的	女性暴力防止政策の総合的・体系的推進のための基本的事項を規定することにより、個人の尊厳及び人権の向上に資すること
	2	基本理念	全ての人が公共及び私的な領域において女性暴力から安全でいられるようにし、暴力のない社会を実現すること
	3	定義	女性暴力：性別に基づく女性に対する暴力（家庭内暴力、性暴力、性売買、セクシャルハラスメント、ストーカー行為、デートDV、デジタル性暴力等） 女性暴力被害者（以下「被害者」）：女性暴力の被害を受けた者、その配偶者、直系親族及び兄弟姉妹 二次被害：被害者が捜査、メディア報道等により受ける精神的、身体的、経済的被害、解雇等の不利益措置等
	4	国及び地方公共団体の責務	女性暴力防止及び被害者の保護・支援等のために必要な総合的な施策の策定及び実施、そのための財源確保等
	5	権利及び義務	何人も女性暴力から安全で自由な生活を営む権利を有し、女性暴力を防止するための努力義務を有していること
	6	他の法律との関係	他の法律を制定又は改正するときは、この法律の目的及び基本理念に合致するようにすること
第2章 女性暴力防止政策推進基盤	7	女性暴力防止政策基本計画の策定等	女性家族部長官（以下「長官」）による5年ごとの女性暴力防止基本計画の策定
	8	年度別実施計画の策定等	長官、関係中央行政機関、広域自治体（注）の長による年度別実施計画の策定及び実施
	9	計画策定の協力	基本計画及び実施計画の策定・実施に係る長官等による協力要請
	10	女性暴力防止委員会	女性家族部の下に、長官を委員長とする女性暴力防止委員会を設置すること
	11	地方女性暴力防止委員会	広域自治体の長の下に地方女性暴力防止委員会を設置すること
	12	実態調査	長官による3年ごとの女性暴力実態調査の実施、公開等
	13	女性暴力統計の整備	長官による女性暴力の発生現況等に関する統計の整備
第3章 女性暴力防止政策の基本施策	14	被害者の権利	被害からの救済、保護、回復等の支援、特性（性別、年齢等）に応じた保護・支援及び二次被害からの保護を受ける権利
	15	被害者の保護・支援	国及び地方公共団体による被害者の保護・支援に必要な施策の整備、財政的支援等
	16	関係機関間協力体制の構築	地方公共団体の長による関係機関間の協力体制の構築
	17	被害者情報保護	国及び地方公共団体による被害者情報保護施策の策定及び実施
	18	二次被害防止	国及び地方公共団体による二次被害防止対策の実施、捜査機関の長による二次被害防止教育の実施等
	19	女性暴力予防教育	国、地方公共団体、教育部等による女性暴力予防教育のための施策の策定及び実施
20	広報	国及び地方公共団体による被害者の保護・支援に関する広報事業のための施策の策定及び実施、女性暴力追放週間の運営等	
第4章 女性暴力防止政策関連団体等の支援	21	非営利法人・非営利民間団体の支援	国及び地方公共団体による女性暴力防止等のために活動する非営利法人等に対する支援
第5章 補則	22	権限の委任・委託	長官の権限の委任及び長官の業務の一部の委託
附則	—	—	公布後1年が経過した日から施行

(注) 広域自治体は、日本の都道府県又は政令指定都市に相当。

(出典) 女性暴力防止基本法の条文を基に筆者作成。

当初の法案においては、次のような経緯から、女性暴力の定義に男性及び性的マイノリティに対する暴力が含まれていた。新法制定過程において、法律の題名にジェンダー暴力という語を用いるべきか否かが大きな争点となり、前述の女性家族部による委託研究においても議論された。ジェンダー暴力という語を用いることに慎重な立場からは、ジェンダー暴力という語を用いた場合、その多くを占める女性に対する暴力という点が不明瞭になることや、国民になじみの薄い外国語を用いることへの憂慮が表明されていた。他方、ジェンダー暴力という語の使用を推奨する立場からは、ジェンダー暴力という語を通じ、女性に対する暴力が、単に生物学上の性別（セックス）に基づく女性に対する暴力を意味するのではなく、社会的、文化的に付与された性別（ジェンダー）に基づく制度的、構造的な女性差別に伴う暴力であることを示すことができるとの主張がなされていた⁽²⁹⁾。

国会に提出された同法案には前者の意見が取り入れられ、法案の題名は「女性暴力防止基本法案」とされたが、その一方で、同法案の女性暴力の定義は、「性別に基づく暴力」と規定された。これは、女性暴力の定義に、男性に対する暴力を含むジェンダー暴力の定義を当てはめることにより、題名にかかわらず、性別に基づくあらゆる暴力を対象とした法律となるよう意図されていたからである⁽³⁰⁾。

しかし、法案審査の過程で、女性暴力の定義に「女性に対する」という文言が追加されたため、性別に基づく女性に対する暴力に限定された（第3条第1号）⁽³¹⁾。この点については、女性団体や性的マイノリティ団体から批判の声が上がっているほか⁽³²⁾、法案提出者の鄭議員もこの点を最も残念な点に挙げている⁽³³⁾。鄭議員は、法案審査の過程で修正された部分について、今後改善を図っていくと述べている⁽³⁴⁾。

女性暴力の定義に関しては、ほかにも「関係法律で定めるところによる」という文言が含まれていることから、持続的な嫌がらせ行為、親密な関係による暴力、情報通信網を利用した暴力の被害者も確実に保護・支援が受けられるよう、今後、これら暴力に関する法律の整備を進める必要性が指摘されている。

そのほか、女性暴力の定義以外の点においても、法案審査の過程で、国及び地方公共団体が被害者の保護・支援に必要な経費の全部又は一部を、「支援する」から「支援することができる」に修正されたこと（第15条第3項）など、当初の法案から後退した点への批判がある⁽³⁵⁾。

(28) 진주원 「성폭력 피해자들 ‘여성’ 으로 한정된 여성폭력방지법」 『여성신문』 2018.12.13. <<http://www.womennews.co.kr/news/articleView.html?idxno=183175>>

(29) 정ほか 前掲注(22), pp.31-37.

(30) 「여성폭력방지기본법안 검토보고서」 2018.8, pp.17-21. 의안정보시스템웹사이트 <<http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=E56093B2-E6E5-2939-ACBF-8F419748C388&type=1>>; 구경하 「[취재후] ‘여성’ 만을 위한 ‘여성폭력방지기본법’ 누가 만들었나?」 『KBS NEWS』 2018.12.10. <<http://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=4091968&ref=A>>

(31) 진 前掲注(28); 「제 364 회국회 (정기회) 법제사법위원회회의록 (법안심사제 2 소위원회)」 제 2 호, 2018.12.3, pp.37-47. 국회회의록웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER_NUM=048793>

(32) 「누구를 위한 여성폭력 방지법인가? 누더기가 된 여성폭력방지법, 이대로 통과되어서는 안된다!」 2018.12.5. 한국여성전화웹사이트 <http://hotline.or.kr/index.php?filter=search&mid=board_statement&search_keyword=%EC%97%AC%EC%84%B1%ED%8F%AD%EB%A0%A5&search_target=title_content&document_srl=48002>

(33) 구 前掲注(30)

(34) 김양균 「‘미투’ 1 호 법안 국회 통과 ... 다소 아쉽다」 『쿠키뉴스』 2018.12.11. <<http://www.kukinews.com/news/article.html?no=611766>>

(35) 최은순 「“여성폭력방지기본법 제정, 평가와 과제” 토론 요지」 한국여성정책연구원ほか 前掲注(22), p.57; 진 前掲注(28); 「누구를 위한 여성폭력 방지법인가? 누더기가 된 여성폭력방지법, 이대로 통과되어서는 안된다!」 前掲注(32); 박찬성 「[기고] 법이 바뀌었다더니, 아직도 그대로라고요?」 『여성신문』 2019.1.4. <<http://www.womennews.co.kr/news/articleView.html?idxno=183971>>

おわりに

江南女性殺人事件を契機として拡大した女性に対する暴力の撲滅を目指す動きは、その後、性被害を告発する世界的な運動（いわゆる「#Me Too」）とも呼応し、2018年1月の現職女性検察官の告発⁽³⁶⁾以降、韓国でも多くの女性が性被害の告発を行い、その動きに対する支援の輪が広がった⁽³⁷⁾。

こうした動きの中で国会に提出された女性暴力防止基本法案は、別名「#Me Too 1号法案」とも呼ばれていたが、国会における法案審査の過程で大幅な修正が加えられたため、肯定的な評価と否定的な評価が交錯する状況となった。

女性暴力防止基本法公布後の2019年2月18日に国会で開催された立法フォーラム「女性暴力防止基本法制定、評価と課題」では、同法制定の意義を認めつつも、政府関係者を含め、多くの出席者から今後の法改正の必要性が指摘された⁽³⁸⁾。同法の在り方については、今後も法改正を含め、継続して議論が行われる見込みである。

（ふじわら なつと）

(36) 2018年1月29日、現職検察官の徐志賢（ソ・ジヒョン）氏がニュース番組に直接出演し、2010年10月に法務部関係者からセクシャルハラスメントを受けたこと、さらにその後、人事上の不利益も被ったことを明らかにした。「[인터뷰] '검찰 내 성추행 폭로' 서지현 검사 (2018.01.29)」JTBC News, 2018.1.29. YouTube ウェブサイト <<https://www.youtube.com/watch?v=QjHcQhmflVo>> なお、加害者は徐氏の人事に不当に介入した職権乱用罪により起訴され、第1審（2019年1月23日）及び控訴審（同年7月18日）のいずれにおいても懲役2年の実刑判決を受けた。

(37) 여성신문사 前掲注(4), pp.210-211.

(38) 例えば、女性家族部のチェ・チャンヘン（최창행）権益増進局長は、当初の法案の趣旨どおり、男性被害者も女性暴力防止基本法の保護・支援の対象となる必要があるとの見解を示している。최 前掲注(22)

女性暴力防止基本法

여성폭력방지기본법

(制定 2018 年 12 月 24 日 法律第 16086 号 施行 2019 年 12 月 25 日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 6 条)
- 第 2 章 女性暴力防止政策推進基盤 (第 7 条～第 13 条)
- 第 3 章 女性暴力防止政策の基本施策 (第 14 条～第 20 条)
- 第 4 章 女性暴力防止政策関連団体等の支援 (第 21 条)
- 第 5 章 補則 (第 22 条)
- 附則

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、女性暴力防止及び被害者の保護・支援に関する国及び地方公共団体の責任を明確にし、女性暴力防止政策の総合的・体系的な推進のための基本的な事項を規定することにより、個人の尊厳及び人権の増進に資することを目的とする。

第 2 条 (基本理念)

この法律は、女性暴力防止政策の推進を通じて、何人も公共領域及び私的領域において女性暴力から安全でいられるようにし、これを持続的に発展させることにより、暴力のない社会を実現することを基本理念とする。

第 3 条 (定義)

この法律において用いる用語の意義は、次のとおりである。

1. 「女性暴力」とは、性別に基づく女性に対する暴力により、身体的・精神的に安寧及び安全である権利等を侵害する行為であって、関係法律で定めるところによる家庭内暴力、性暴力、性売買、セクシャルハラスメント⁽²⁾、持続的な嫌がらせ行為⁽³⁾その他親密な関係による暴力⁽⁴⁾、情報通信網を利用した暴力等⁽⁵⁾をいう。
2. 「女性暴力被害者」とは、女性暴力の被害を受けた者、その配偶者（事実上の婚姻関係

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 7 月 18 日である。また、[] 内の語句は、訳者による補記である。

(1) 「여성폭력방지기본법 (법률 제 16086 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=206085&ancYd=20181224&ancNo=16086&efYd=20191225&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(2) 原語は「性戯弄」(성희롱)である。

(3) つきまとい等を繰り返すストーカー行為をいう。

(4) 交際相手から暴力を受けるデート DV をいう。

(5) 盗撮、リベンジポルノ等のデジタル性暴力をいう。

を含む。)、直系親族及び兄弟姉妹をいう。

3. 「二次被害」とは、女性暴力被害者（以下「被害者」という。）が次の各目⁽⁶⁾のいずれかに該当する被害を受けることをいう。

- イ. 捜査、裁判、保護、診療、メディア報道等、女性暴力事件処理及び回復の全過程において受ける精神的・身体的・経済的被害
- ロ. 集団いじめ、暴行、暴言その他の精神的・身体的損傷をもたらす行為による被害（情報通信網を利用した行為による被害を含む。）
- ハ. 使用者（事業主、事業経営担当者その他事業主のために労働者に関する事項についての業務を遂行する者をいう。）から暴力被害申告等を理由に受けた次のいずれかに該当する不利益措置
 - 1) 罷免、解任、解雇その他身分喪失に該当する身分上の不利益措置
 - 2) 懲戒、停職、減俸、降格、昇進制限その他不当な人事措置
 - 3) 転任、転勤、職務未付与、配置転換その他本人の意思に反する人事措置
 - 4) 成果評価又は同僚評価等における差別及びそれに伴う賃金又は賞与等の差別支給
 - 5) 教育又は訓練等の自己啓発機会の取消し、予算又は人材等の活用可能資源の制限又は除去、セキュリティ情報又は秘密情報の使用停止又は取扱資格の取消しその他の勤務条件等に否定的影響を及ぼす差別又は措置
 - 6) [要] 注意対象者名簿の作成又は当該名簿の公開、集団いじめ、暴行、暴言その他の精神的・身体的損傷をもたらす行為
 - 7) 職務に対する不当な監査若しくは調査又はその結果の公開
 - 8) 許認可等の取消しその他の行政的不利益を与える行為
 - 9) 物品契約又は委託契約の解除その他経済的不利益を与える措置

第4条（国及び地方公共団体の責務）

- ① 国及び地方公共団体は、女性暴力防止及び被害者の保護・支援等のために必要な、総合的な施策を策定し、実施しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、女性暴力防止及び被害者の保護・支援等のために必要な法的、制度的な枠組みを整備し、それに必要な財源を確保しなければならない。

第5条（権利及び義務）

- ① 何人も、家族及び社会等の全ての領域において、女性暴力から安全で自由な生活を営む権利を有する。
- ② 何人も、女性暴力を防止するために努力しなければならない。

第6条（他の法律との関係）

女性暴力防止及び被害者の保護・支援に関して他の法律を制定し、又は改正するときは、この法律の目的及び基本理念に合致するようにしなければならない。

(6) 条文の階層構造において、号の下の階層をいう。

第2章 女性暴力防止政策推進基盤

第7条（女性暴力防止政策基本計画の策定等）

- ① 女性家族部⁽⁷⁾長官は、女性暴力防止及び被害者の保護・支援政策（以下「女性暴力防止政策」という。）基本計画を5年ごとに策定しなければならない。
- ② 女性暴力防止政策基本計画（以下「基本計画」という。）には、次の各号に掲げる事項を含めなければならない。
 1. 国内外の女性暴力防止政策の環境の変化及び展望
 2. 女性暴力防止政策の推進方向及び基本目標
 3. 女性暴力防止政策の推進課題及び推進方法
 4. 女性暴力防止政策の推進に関連する財源の調達及び運用策
 5. その他女性暴力防止政策に必要な事項として大統領令で定める事項
- ③ 女性家族部長官は、基本計画を策定するときは、あらかじめ関係中央行政機関の長と協議しなければならない。
- ④ 基本計画は、第10条の規定による女性暴力防止委員会の審議を経て確定する。女性家族部長官は、確定した基本計画を関係中央行政機関の長並びに特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事及び特別自治道知事⁽⁸⁾（以下「市・道知事」という。）に通知しなければならない。
- ⑤ その他基本計画の策定及び変更等に必要な事項は、大統領令で定める。

第8条（年度別実施計画の策定等）

- ① 女性家族部長官、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、基本計画に沿って年度別実施計画（以下「実施計画」という。）を毎年策定し、実施しなければならない。
- ② 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、次年度実施計画及び前年度実施計画による推進実績を、大統領令で定めるところにより毎年女性家族部長官に提出しなければならない。
- ③ 女性家族部長官は、前年度実施計画による推進実績を分析・評価し、その結果を関係中央行政機関の長及び地方公共団体の長に通知しなければならない。
- ④ 女性家族部長官、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第3項の規定による分析・評価結果を、次年度実施計画に反映させなければならない。
- ⑤ その他実施計画の策定、推進実績の分析・評価等に必要な事項は、大統領令で定める。

第9条（計画策定の協力）

- ① 女性家族部長官は、基本計画及び実施計画を策定し、実施するために必要なときは、関係中央行政機関、地方公共団体又は公共機関⁽⁹⁾に協力を要請することができる。
- ② 女性家族部長官、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、基本計画及び実施計画を策定

(7) 部は日本の省に相当。

(8) 各広域自治体（日本の都道府県又は政令指定都市に相当）の長をいう。なお、特別市はソウル特別市を、広域市は釜山（プサン）、大邱（テグ）、仁川（インチョン）、光州（クァンジュ）、大田（テジョン）及び蔚山（ウルサン）の6つの広域市を、特別自治市は世宗（セジョン）特別自治市を、道は京畿（キョンギ）、江原（カンウォン）、忠清北（チュンチョンブク）、忠清南（チュンチョンナム）、全羅北（チョルラブク）、全羅南（チョルラナム）、慶尚北（キョンサンブク）及び慶尚南（キョンサンナム）の8つの道を、特別自治道は済州（チェジュ）特別自治道を、それぞれいう。韓国の地方自治制度については、以下の資料を参照。森法子・申斗燮『韓国の地方自治—2015年改訂版—』自治体国際化協会、2015.12. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/j52.pdf>>

(9) 「公共機関の運営に関する法律」の規定により企画財政部長官が公共機関として指定した機関。韓国女性政策研究院（女性政策に関する政府系研究機関）、韓国女性人権振興院（女性家族部が所管する財団法人）等が含まれる。

し、実施するために必要なときは、関連機関、非営利法人及び非営利民間団体等に協力を要請することができる。

- ③ 第1項及び第2項の規定による協力要請を受けた者は、特別な事情がない限り、これに協力しなければならない。

第10条（女性暴力防止委員会）

- ① 女性暴力防止政策に関する重要事項を審議・調整するため、女性家族部に女性暴力防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議・調整する。
1. 基本計画及び実施計画の策定・実施に関する事項
 2. 女性暴力防止政策の分野別主要施策に関する事項
 3. 女性暴力防止政策の制度改善に関する事項
 4. 女性暴力防止政策関連事業の調整及び協力に関する事項
 5. 女性暴力防止政策の分析・評価に関する事項
 6. 女性暴力防止に関連して大韓民国が締結した国際条約の履行点検に関する事項
 7. その他女性暴力防止政策の策定・実施に必要な事項であって大統領令で定めるもの
- ③ 委員会は、委員長1人を含む30人以内の委員により、性別、年齢、障害、[韓国への]移住背景等を考慮して構成する。
- ④ 委員会の委員長は女性家族部長官とし、委員は次の各号に掲げる者とする。
1. 大統領令で定める関係中央行政機関の次官及び次官級公務員
 2. 女性暴力防止政策等に関する専門知識及び経験の豊富な者であって、女性家族部長官が委嘱する者
- ⑤ 第4項第2号の規定による委員の任期は、2年とする。
- ⑥ 委員会において審議・調整する事項をあらかじめ検討し、又は委任された事項を処理する等、委員会の運営を支援するために実務委員会を置く。
- ⑦ その他委員会及び実務委員会の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第11条（地方女性暴力防止委員会）

- ① 女性暴力防止に関する地方公共団体の主要施策を審議するため、市・道知事の下に地方女性暴力防止委員会（以下「地方委員会」という。）を置く。
- ② 地方委員会の構成・組織及び運営等に必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第12条（実態調査）

- ① 女性家族部長官は、関係法律の規定による性暴力、家庭内暴力、性売買及びセクシャルハラスメントの実態調査から漏れた女性暴力に関して女性暴力実態調査を実施する。
- ② 女性家族部長官は、女性暴力実態調査を3年ごとに実施してその結果を発表し、これを女性暴力防止のための政策策定の基礎資料として活用しなければならない。
- ③ 市・道知事は、必要なときは、女性暴力に関する実態調査を実施することができる。
- ④ 女性暴力実態調査の方法、内容等については必要な事項は、大統領令で定める。

第13条（女性暴力統計の整備）

- ① 女性家族部長官は、女性暴力発生現況等に関する統計（以下「女性暴力統計」という。）を体系的に管理するため、これを定期的に収集・算出し、公表しなければならない。
- ② 女性家族部長官が女性暴力統計を要求するときは、関連中央行政機関、地方公共団体及び

公共機関は、女性暴力統計を提供しなければならない。

- ③ 女性暴力統計の種類、公表の時期及び方法等について必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 女性暴力防止政策の基本施策

第14条（被害者の権利）

被害者には、次の各号に掲げる権利が保障される。

1. 女性暴力被害からの救済、保護及び回復並びに自立・自活のための支援を受ける権利
2. 性別、年齢、障害、[韓国への]移住背景等の特性に応じた必要な保護及び支援を受ける権利
3. 二次被害からの保護を受ける権利

第15条（被害者の保護・支援）

- ① 国及び地方公共団体は、被害者に対する相談、医療提供、支援金支給、法律支援、就業関連支援、住居支援、就学支援その他の被害者の保護、回復及び自立・自活に必要な施策を整備しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、被害者の保護・支援のための施設を設置し、運営することができ、国又は地方公共団体以外の者が関係法律の規定により施設を設置し、運営するときは、行政的・財政的支援を行うことができる。
- ③ 国及び地方公共団体は、被害者の保護・支援に必要な経費の全部又は一部を支援することができる。
- ④ 被害者は、「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」⁽¹⁰⁾、「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」⁽¹¹⁾、「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」⁽¹²⁾等の規定による保護・支援施設を利用することができる。

第16条（関係機関間協力体制の構築）

市・道知事及び市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。）⁽¹³⁾は、効率的な被害者の保護・支援のため、被害者支援関連施設、医療機関、教育機関、法律[関連機関]及び捜査機関等の関係機関間の協力体制を構築しなければならない。

第17条（被害者情報保護）

国及び地方公共団体は、被害者情報を保護するための施策を策定し、実施しなければならない。

第18条（二次被害防止）

- ① 国及び地方公共団体は、二次被害を防止するため、二次被害防止指針[の策定]及び業務関係者教育等の必要な対策を整備しなければならない。
- ② 捜査機関の長は、女性暴力事件担当者等の業務関係者を対象に、二次被害防止教育を実施

(10) 「성폭력방지 및 피해자보호 등에 관한 법률 (법률 제 15591 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=203202&ancYd=20180417&ancNo=15591&efYd=20180417&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(11) 「가정폭력방지 및 피해자보호 등에 관한 법률 (법률 제 15543 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=202908&ancYd=20180327&ancNo=15543&efYd=20180327&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(12) 「성매매방지 및 피해자보호 등에 관한 법률 (법률 제 15590 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=203201&ancYd=20180417&ancNo=15590&efYd=20180417&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(13) 日本の市町村に相当する各基礎自治体（市、郡及び自治区）の長をいう。

しなければならない。

- ③ 国及び地方公共団体は、二次被害が発生したときは、被害を最小化することができる措置を講じなければならない。
- ④ 第2項の規定による捜査機関の範囲及び二次被害防止教育に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第19条（女性暴力予防教育）

- ① 国及び地方公共団体は、女性暴力予防教育を実施するための施策を策定し、実施することができる。
- ② 国及び地方公共団体は、関係法律で定めるところにより、女性暴力予防教育を両性平等の観点から統合的に実施することができる。
- ③ 教育部長官並びに特別市、広域市、特別自治市、道及び特別自治道の教育監⁽¹⁴⁾は、「幼儿教育法」⁽¹⁵⁾第2条第2号の規定による幼稚園、「初等中等教育法」⁽¹⁶⁾第2条及び「高等教育法」⁽¹⁷⁾第2条の規定による学校において、女性暴力に対する理解及び予防〔に係る〕教育を実施するための施策を策定し、実施する。

第20条（広報）

- ① 国及び地方公共団体は、女性暴力に対する認識を改善し、被害者の保護・支援に関する広報事業を実施するための施策を策定し、実施する。
- ② 国及び地方公共団体は、関係法律で定めるところにより、女性暴力追放週間を運営しなければならないが、これを性暴力追放週間、家庭内暴力追放週間及び性売買追放週間と統合的に実施することができる。
- ③ 女性家族部長官は、女性暴力防止、被害者の治療及びリハビリテーション等に関する広報映像を制作し、「放送法」⁽¹⁸⁾第2条第3号の規定による放送事業者⁽¹⁹⁾に配布しなければならない。
- ④ 女性家族部長官は、「放送法」第2条第3号イ目の地上波放送事業者に、同法第73条第4項の規定により大統領令で定める非商業的公益広告編成比率の範囲内において、第3項の規定による広報映像をチャンネル別に放送するよう要請することができる。

第4章 女性暴力防止政策関連団体等の支援

第21条（非営利法人・非営利民間団体の支援）

国及び地方公共団体は、女性暴力防止等のために活動する非営利法人及び非営利民間団体に対し、その活動に必要な行政的、財政的支援を行うことができる。

(14) 広域自治体における公選職の教育行政の長をいう。

(15) 「 유아교육법 (법률 제 15232 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199749&ancYd=20171219&ancNo=15232&efYd=20171219&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(16) 「 초·중등교육법 (법률 제 15961 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=205799&ancYd=20181218&ancNo=15961&efYd=20190619&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(17) 「고등교육법 (법률 제 16330 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=208423&ancYd=20190423&ancNo=16330&efYd=20191024&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(18) 「방송법 (법률 제 16014 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=205994&ancYd=20181224&ancNo=16014&efYd=20190625&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(19) 地上波放送事業者、ケーブル放送事業者、衛星放送事業者、コミュニティラジオ放送事業者等をいう。

第5章 補則

第22条（権限の委任・委託）

- ① この法律の規定による女性家族部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を市・道知事に委任することができる。
- ② 女性家族部長官は、この法律の規定による業務の一部を、大統領令で定めるところにより、女性暴力防止政策に関連する専門機関、法人又は団体に委託することができる。

附則〈法律第16086号、2018.12.24〉

この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。

（ふじわら なつと）